

岡薬剤発第29号  
令和2年5月1日

保険薬局 御中

一般社団法人岡山県薬剤師会  
会長 堀部 徹

## 令和2年度厚生労働省補正予算「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」 薬局における薬剤交付支援事業の実施について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本会会務にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日FAXにてお知らせした標記事業については、4月30日に令和2年度補正予算が成立したことから、全国統一の基準として日本薬剤師会がとりまとめた「薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」(別紙1)により実施いたします。

### 【これまでにお知らせした内容からの変更点】※詳細は別紙1参照のこと

- ◆ 配送は薬局の従事者が届ける方法を基本とする。
- ◆ 「0410 対応」の記載がある場合は配送料から200円を差し引いた額が補助対象となる。  
(患者負担200円に変更)
- ◆ 薬局の従事者が患者宅等に届けた場合、距離を問わず、300円/1件とすること。  
「0410 対応」の場合、患者負担200円を徴収し、100円を事業へ請求。  
(予算が上限に達した場合はその時点で終了となります)

### 事業実施期間：令和2年4月30日～令和3年2月28日

本事業は令和2年度補正予算の範囲内で実施されるものであり、予算457,545千円のうち、岡山県への配分額が示される予定です。

また、処方箋発行日にかかわらず、令和2年度補正予算の成立日（4月30日）以降に実施されたものが対象となり、実施期間の途中で岡山県の配分額の上限に達した場合はその時点で終了することをあらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

### 【目的】

薬局における薬剤交付支援事業実施要綱（以下「本事業」という。）は、薬局において、電話や情報通信機器による服薬指導等（以下「電話等による服薬指導等」という。）を実施した後、薬局から患者宅等に薬剤を配送する場合の配送料等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大防止や患者・医療従事者の感染リスクを避けることを目的とする。

【実施事業者】本事業の実施者は、都道府県薬剤師会とする。

### 【事業内容】

「4月10日事務連絡」等に従い、薬局において、電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合又は薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の配送料等に係る費用を支払う。

なお、事業の実施に当たっては、事業実施者においては、厚生労働省の求めに応じて、薬局の協力のもと、4月10日事務連絡の「5.本事務連絡による対応期間内の検証」等における検証に用いることができるよう、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握も行うこと。

## 薬局における薬剤交付支援事業のながれ

実施事業者（県薬）から、薬局への実際の費用支援については事業実施後（本年度末）となります。

### 薬局 【請求に係る手続き】

- 月単位で報告様式「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧」を翌月 15 日までに実施事業者（県薬）にメールにより提出  
※報告様式（案）は別紙 2 のとおりです。  
※正式な報告様式と提出先メールアドレスを 5 月 11 日（月）頃にホームページへ掲載します。（予定）  
会員ページ>新型コロナウイルス感染症に関する情報（会員向け）>薬剤交付支援事業  
※メールによる提出ができない場合は、FAX（086-225-2645）により提出  
※本事業は薬剤師会の会員・非会員を問わず補助の対象となります。
- ・4月30日分について、5月15日（金）までに提出
  - ・5月については、5月1日～5月31日分について、6月15日（月）までに提出、6月以降同じ。

### 実施事業者（県薬）

- 各薬局からの請求をとりまとめ、請求

### 厚生労働省

- 予算の範囲内で、薬剤の配送等に要した費用を支援

### 実施事業者（県薬）

- 国より交付された薬剤の配送等に要した費用を各薬局へ支援

### 薬局

- 提出は要しないが、各薬局で保存しておくもの

当該薬局においては、申請にあたって、申請の根拠となる資料を保存しておくこと。  
(根拠となる資料の例)

- ・処方箋の写し（備考欄に「0410 対応」「CoV 自宅」「CoV 宿泊」が記載されているもの）
- ・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配達業者からの請求書等）

薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点

令和 2 年 4 月 30 日 日本薬剤師会

## 1. 配送費の支払い等

## ① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、4月2日事務連絡及び4月10日事務連絡等<sup>(注)</sup>に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。なお、処方箋発行日にかかわらず、令和2年度補正予算の成立日（4月30日以降）以降に実施されたものが対象となり、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。

- ・薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- ・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める。

（注）対象となる事務連絡は、以下のとおり。

呼称	事務連絡タイトル	処方箋の取扱い
4月2日事務連絡	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について	CoV宿泊
	新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養児の感染管理対策について	CoV自宅
4月10日事務連絡等 (注)	新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4月10日事務連絡）	0410対応
	歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4月24日事務連絡）	

（注）等：このほかに、今後対象となる事務連絡が発出された場合には、  
その都度明確化される予定。

## ② 補助額

補助額は、実施要綱の定める範囲に基づき、以下の通りとする。

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

処方箋の備考欄に「CoV自宅」又は「CoV宿泊」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用の全額
処方箋の備考欄に「0410対応」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用のうち、 <u>200円を差し引いた額</u>

「薬剤の配送に要した費用」は、以下の通りとする。

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

交通費等の実費額相当として、距離を問わず、300円/1件とする。

宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1件」と考える。

○配送業者を利用した場合：配送料

③ 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。0410 対応の患者負担分（200円）は、薬局が患者から徴収すること。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担 <sup>(注)</sup>
CoV 自宅	薬局の従事者	300円	0円
	配送業者	配送料全額	
宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とし、300円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、以下⑤の【別紙】に全件を記載した上で、代表する1件のみに配送料を記載し、それ以外は「0円」と記載する。			
0410 対応	薬局の従事者	100円	200円
	配送業者	配送料-200円	

(注) 患者負担分は、薬局が患者から徴収する。

④ 配送方法及び配送に関する留意点

配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることからも、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討するものとする。配送業者を使用する際は、可能な限り安価な方法を優先して用いること。また、新型コロナウイルス感染症患者等への支援という予算の目的に鑑み、宿泊療養及び自宅療養の軽症者への支援が優先されるよう配慮すること。

⑤ 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等について、翌月15日までに事業実施者に実施状況の一覧【別紙2】(※)を提出すること。また、当該薬局においては、申請に当たって、申請の根拠となる資料を保存しておくこと。

(根拠となる資料の例)

- ・処方箋の写し（備考欄に0410対応、CoV自宅、CoV宿泊等が記載されているもの）
- ・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

※【別紙2】電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧

4月10日事務連絡の「5.本事務連絡による対応期間内の検証」における検証に用いることを想定。

## ⑥ 請求にあたっての留意点

- ・「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には 0410 対応として扱わないため、⑤の手続きには含めないこと。
- ・一部負担金の授受に伴う手数料（振込手数料、代引き手数料等）については、支援の対象外（患者の自己負担）。
- ・本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合には支援の対象外（患者の自己負担）とする。

## ⑦ 事業の開始・終了時期

本事業は、予算成立日以降に開始（予算成立日以降の配送料等を支援）し、本年度末まで実施する。

但し、予算の範囲内の実施であることから、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。また、事業の終了が年度末であることから、支援対象は最大でも 2 月末日分まで（3 月 15 日締め切り）となることに留意する。

## ⑧ 事業費の精算時期

本年度末までの事業実施後、基準額を上限として、要した費用を事業実施者に精算する予定。

事業実施者（都道府県薬剤師会）から薬局に対する費用の精算は、⑦に記載した終了時期以降を予定。

以上

### [参考] 薬局における患者への案内内容（例）

- ◆ 新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、ご自宅のまま、電話等でのお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。
- ◆ 薬の配送料は、通常は患者さんのご負担ですが、新型コロナウイルス感染症の対策として、期間限定で、国からその費用が補助されることとなりました。
- ◆ 配送方法については、薬局の指定となりますので、ご了承ください。
- ◆ 支払いに関する手数料（振込手数料など）は補助の対象外で、患者さんのご負担となります。

区分	案内方法の例
新型コロナウイルス感染症の軽症者で、宿泊療養または自宅療養の方	全額補助対象
上記以外の方（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自宅でのお薬の説明、薬の受取りをご希望の方）	200 円患者負担、残額は補助対象

（注）お薬の種類によっては配送が困難な場合があり、薬局への来訪をいただくことがあります。

電話等による服薬指導等及び薬剤の配達等の実施状況

県局名	新潟県	所在地	市區町村以降	郵便番号コード	09020000	端末機種	201のうち、電話等により請求書を発行した 通話料金(税込)	3(2)のうち、配達料等の請求を行った方 便枚数(枚)
基本情報								

これは様式の案です

正式な様式はホームページに掲載します